

〈総合集団健診を受けましょう〉

平成23年度総合集団健診（検）
 診・子宮頸部がん・骨粗しょう症
 検診を行っています。対象地区で都合がわるい場合は都合のよい日に受けることができます。申込を忘れた方やお知らせが届かなかった方も受診できますので、あらかじめ保健センターにご連絡ください。

当日、お持ちいただくものや、負担金などについては、広報みはる5月号に掲載していますので、ご確認ください。

▼ 総合集団健診（検）診日程表 受付時間：午前7時30分～9時

実施日	会場	対象地区
6月12日 日	保健センター	込木、芹ヶ沢、貝山
6月13日 月	保健センター	元町、栄町、平沢1区
6月14日 火	御木沢地区公民館	平沢2区、御祭、七草木
6月15日 水	中郷地区交流館	過足、春沢、蛇石、滝、柴原、狐田、樋渡、根本
6月16日 木	岩江センター	下舞木1区・2区
6月17日 金	岩江センター	山田、上舞木
6月18日 土	岩江センター	下舞木3区・4区

▼ 子宮頸がん検診・骨粗しょう症検診日程

実施日	会場	受付時間	対象地区
6月28日 火	岩江センター	午前9時～9時30分	岩江
7月 3日 日	保健センター	午前8時～8時30分	大町、中町、八幡町、荒町、北町、新町、八島台
		午前10時～10時30分	沢石、要田、御木沢、中郷、中妻

※ 平成22年度未受診の方は受診できます。事前にご連絡ください。

★エイズ検査普及週間
 ☆6月1日～7日

HIV感染者・エイズ患者は依然として増加傾向にあり、未だ予断を許さない状況となっております。エイズには、予防、早期発見、早期治療が有効です。

エイズ検査は全国の保健所で「無料・匿名」で受けることができます。

▼ エイズに関する電話相談

☎0120・177・812
 （公益財団法人エイズ予防財団）

☎0248・75・4338
 （福島県中保健福祉事務所）
 ▼ 問 保健センター
 ☎62・5110

〈医療機関を受診された被災者のみなさんへ〉

★ご加入の医療保険の保険者への保険証や免除証明書の申請を忘れずに

平成23年7月1日から医療機関の窓口での取扱いが変わります。

▼ 医療機関において、保険診療を受ける際には、窓口での保険証（被保険者証）の提示が必要になります。

現在、震災に伴い、被保険者証などを紛失したことにより、窓口で提示できなくなっても、氏名、生年月日などを申し出ることで、保険診療を受けられますが、平成23年7月1日から、保険診療を受ける際には、被保険者証などの提示が必要になります。

▼ 医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金などの免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で次に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、平成23年7月1日

からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金などの免除証明書の提示が必要となります。

▼ 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、次のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半壊またはこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※1ただし、被災により免除証明書の交付が困難な一部の市町村の国保または後期高齢者医療制度の加入者については、当分の間、免除証明書は必要ありません。
 ※2 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療分までとなります。



年金

▼ 問 保健センター
 ☎62・3166

〈東日本大震災の被災者のための「被災者専用フリーダイヤル」のお知らせ〉

日本年金機構では、「東日本大震災」の被災者に対する支援として、「被災者専用フリーダイヤル」を4月11日から開設し、被災者のみなさんからの年金相談のお問い合わせを受け付けています。厚生年金保険、国民年金の保険料の納付や年金給付などのご相談に対応しています。

▼ 被災者専用フリーダイヤル
 0120・707・118

▼ 受付期間 9月30日（金）まで

▼ 受付時間（月曜～金曜）
 午前9時～午後5時

▼ 相談内容

国民年金の適用、保険料および厚生年金保険の適用、徴収並びに年金給付に関する相談
 一般的な年金相談は「ねんきんダイヤル」0570・051165または最寄りの年金事務所でも受け付けています。

▼ 問

▽ 日本年金機構 郡山年金事務所
 ☎024・932・3434

▽ 住民課 住民グループ
 ☎62・8126